



ロープ高所作業を行う全ての作業者には
特別教育が法律で義務付けられました。

「ロープ高所作業でもアルファは安心のサービスをご提供します！」

清掃・工事で行う業務のひとつにロープ高所作業があります。
高所のガラス清掃・外装のメンテナンス等で、建物の屋上から降ろしたロープに身体を保持して行うプロの作業です。
今回、労働安全衛生が法改正され平成28年7月1日より同作業を行う作業者は特別教育が義務化されました。
アルファでは、今回の法改正は勿論、全ての業務において法令・安全規則にも適切な対応に努めています。

厚労省配信リーフレットより

「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日。但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務付けています。(安衛則第518条第1項) したが、作業床の設置が困難なところは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり塗保通工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務付けられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十年度工業の別添における作業を除く。)

- ※ 昇降器具：労働者自身の操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを懸架してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具：労働者の身体を保持するための器具

ロープ高所作業における労働災害の発生状況

▶ロープ高所作業における過去6年の死亡者数は24人

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建設業	4	0	2	1	2	2	11
死亡者数 合計	4	5	3	2	4	6	24

(出典：死亡届報告書)

死亡災害の要因内訳 9.6%が「墜落」によるもの

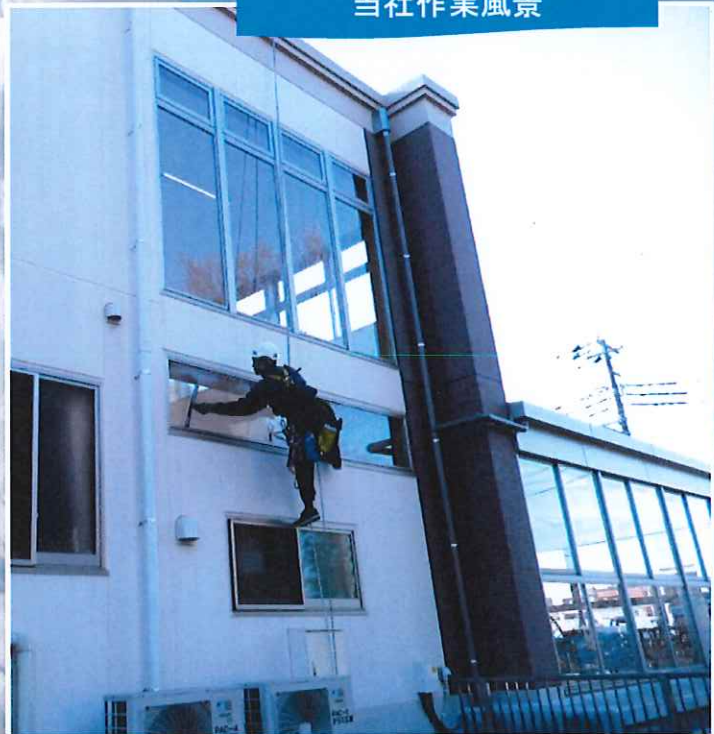
(高所作業中に死亡者数24人の内訳割合)

- 作業中に支持物(屋根裏)からロープが外れ(8.3%) 墜落
- 屋上やのり塗等の作業中での作業中に墜落
- 作業中にロープと足等との接触を引いて(墜落引付) 墜落
- 作業中にロープが切れて墜落
- 作業中にロープの付着(塗料等)ごと墜落
- 安全帯(フック)が壊れたものを使用して墜落
- ロープが切れたところから墜落時 墜落
- その他



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

当社作業風景



※特別教育を実施していない業者がロープ高所作業を行い、それに伴う事故が発生した場合、お客様にも発注者として責任が問われる場合があります。